

1 策定の経過

平成24年

2月23日	後期基本計画 策定方針の決定
3月 2日～3月16日	「檀原市政に関する市民意識調査」実施 15歳以上の市民3,000人を無作為に抽出して実施し、 1,215人から回答を得た（有効回答率40.5％）。
5月18日～6月 8日	「職員による市民インタビュー」実施 75の部署の職員が、檀原市の政策・サービスについて、約750人の市民へ インタビューを行った。
7月22日	「かしはらワールド・カフェ」開催 約40名の市民、職員が参加し、「私たちのまちをより良くするために ～したい」という題目で、対話を行った。
8月24日	第1回策定委員会 ⁽¹⁾ 開催
9月27日	市長より檀原市総合計画策定審議会へ諮問 第1回檀原市総合計画策定審議会開催 第1回策定委員会、第1回檀原市総合計画策定審議会では、市民意識調査 結果の報告及びスケジュールの確認を行った。
10月12日	第2回策定委員会開催
10月25日	第2回檀原市総合計画策定審議会開催
10月31日	第3回檀原市総合計画策定審議会開催
11月16日	第4回檀原市総合計画策定審議会開催 第2回策定委員会、第2回～第4回檀原市総合計画策定審議会では、 後期基本計画の構成、施策ごとの基本方針、現状と課題、今後の取組 について議論を行った。
11月27日	第3回策定委員会開催
12月 3日	第4回策定委員会開催
12月25日	第5回檀原市総合計画策定審議会開催 第3回・第4回策定委員会、第5回檀原市総合計画策定審議会では、 施策ごとの指標、市民等との役割分担について議論を行った。

平成25年

1月23日～2月 1日	パブリックコメント実施
2月13日	第6回檀原市総合計画策定審議会開催
2月18日	檀原市総合計画策定審議会より市長へ答申
2月26日	政策調整会議にて、議会で報告する後期基本計画を確定

⁽¹⁾ 策定委員会：副市長、特命監、部長級職員を中心に構成される。後期基本計画策定にあたり、各施策の方針を示し、事務局案について最終確認を行う。また、後期基本計画について、市経営層として判断を行う。

2 檀原市総合計画策定審議会

■檀原市総合計画策定審議会 委員名簿（五十音順）

役 職	氏 名	分 野
委 員	赤崎 弘平	都市計画
副 会 長	天根 俊治	教育・文化・芸術
委 員	石田 裕子	環 境
委 員	上田 逸朗	農 業
委 員	上田 勝弘	労 働
会 長	川上 勇	行 政
委 員	葛井 潔	自 治
委 員	小西満洲男	福 祉
委 員	島本 郁子	人 権
委 員	下里 直行	保健・医療
委 員	菅谷 文則	歴 史
委 員	槇尾 幸雄	議 会
委 員	密門 光範	観 光
委 員	森本 俊一	商 工

■ 榿原市執行機関の附属機関に関する条例 (平成24年12月27日榿原市条例第23号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置及び担任意務)

第2条 榿原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任意務は、別表の担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

第4条～第6条 (略)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(榿原市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条～第9条 (略)

別表(第2条、第3条関係)

附属機関	担任意務	委員の定数
榿原市総合計画策定審議会	総合計画の策定についての審議に関する事務	15人以内

■ 榿原市総合計画策定審議会規則 (平成24年12月27日規則第71号)

(趣旨)

第1条 この規則は、榿原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年12月27日榿原市条例第23号)第7条の規定に基づき、榿原市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験者、関係団体等の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員は、市長からの諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 諮問書及び答申書

諮問書

榎企第7806号
平成24年9月27日

榎原市総合計画策定審議会会長 様

榎原市長 森下 豊

榎原市第3次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

榎原市第3次総合計画後期基本計画を策定することについて、榎原市総合計画策定審議会
条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成25年2月18日

榎原市長 森下 豊 殿

榎原市総合計画策定審議会
会長 川上 勇

榎原市第3次総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年9月27日付け榎企第7806号をもって、本審議会に諮問された榎原市第3次
総合計画後期基本計画について6回の会議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申い
たします。

後期基本計画の審議に当たっては、各委員は幅広い、また専門的な見地からそれぞれの意見
を申し述べ、慎重かつ活発な議論が交わされました。

第3次総合計画後期基本計画の実施に際しては、基本構想の大きな柱である市民との協働を
積極的に推し進めることを基調に、職員一人一人が意識改革を行うとともに社会経済状況の変
化に対応できる柔軟な発想により施策を展開することを要望いたします。

4 榎原市歌 虹染めて

榎原市歌
虹染めて

作 詞：駒井 瞭
補作詞：東 祥高
作 曲：東 祥高



1. やま と さ ん ざ め ん く 吹 く - か ぜ に
2. み ず も ゆ ら く あ す - か が わ
3. つ き 澄 み わ た る ふ じ - わ ら き ょう

み どり き ら め き - は な ひ ら く
し - き お り と に - お も い た く
い に し へ び と に - お も い は く せ

く - に の - ま ほ ろ ば い - わ が ま し ち の -
わ - か さ - ま ぶ し い - や く し ん の -
い と な み - ま き - ぎ む - ま う な み の -

こ ば ろ - ふ れ あ う - あ い が あ る -
つ と さ の - は ば た く - あ た が あ る さ -

と と も よ よ - う め た お も う
と と も よ よ - う め た お も う

か た 寄 せ て - き り ぼ う か し し は ら
い い ま こ え こ に - み そ ら い か し は ら

た か ら か し に く -
さ こ わ や か し か に -



市章

全形は「カシハラ」の頭文字「カ」と、
建国の神話に登場する鴉（とび）の
雄飛するイメージをデザイン。下部
の円形は融和や平和を象徴してい
ます。古代以来の歴史を持ち、皆が力
を合わせ、平和のうちに、豊かに発
展する市の姿を表現しています。



市の木「榎の木」

かしの木は非常に堅く、榎原遺跡発
掘の際にも、多数の木片が出土しま
した。また、一年中緑を保ち、大木に
成長する木としても知られています。
力強く発展し歴史を重ねる市を象徴す
るものとして、市の木に制定。市名に
ちなんで「榎」を木名にしています。



市の花「くちなし」

香り高く、純白の清浄な花として知
られるくちなしは、遠い万葉の昔か
ら耳成山に群生したと伝えられてい
ます。古代には、その実を使つたく
ちなし染めが珍重されたことから、歴
史的にも市に縁の深いものとして市
の花に制定しました。

写真協力

奈良県立榎原考古学研究所附属博物館
奈良文化財研究所

5 橿原市民憲章

平成14年2月11日制定

わたしたちのまちは、万葉の時代を偲ばせる大和三山をはじめ、我が国最初の都となる藤原宮跡などが残る古代大和の文化の薫り高いまちです。

わたしたちは、このまちの限りない発展と向上を願い、ここに市民憲章を定めます。

-
- 一、 貴重な遺産を守り、歴史と文化に親しみ、心豊かに過ごしましょう。
 - 一、 自然の恵みに感謝し、資源を守り、環境との調和をはかりましょう。
 - 一、 人権を尊び、お互いを思いやり、一人ひとりのしあわせを願いましょう。
 - 一、 未来を担う力を育て、新しい才能を伸ばし、教養を高めましょう。
 - 一、 進んでまちづくりに参画し、みんなで創意と工夫を重ねましょう。
-



橿原市観光PRキャラクター「こだいちゃん」

モチーフ

橿原市に藤原京という都があった時代の古代人の衣裳をモチーフにデザインされました。

トレードマーク

わかくさ色の古代衣裳と大和三山（やまとさんざん）をイメージした鳥帽子（えぼうし）



橿原市観光PRキャラクター「さららちゃん」

モチーフ

名前は日本最初の都・藤原京を創った持統天皇の幼名「うののさらら」に由来しています。当時、藤原京を走り回っていたであろう活発で浣刺とした女の子をイメージしています。

トレードマーク

意思の強さがわかるきりりとしたきれいな目と背中にある市章の金の羽

発行 平成25年4月
橿原市

編集 橿原市 総合政策部 企画政策課
〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号
TEL:0744-22-4001 (代)
橿原市ホームページ <http://www.city.kashihara.nara.jp>